

岡山県建設副産物対策推進ガイドラインの概要

(平成 29 年 1 月 策定)

1. 本ガイドラインの位置づけ

(1) ガイドライン策定の背景と目的

「循環型社会」を構築していくため、本県ではこれまで、「岡山県建設副産物対策推進計画（おかやまりサイクルプラン）」を策定し、建設副産物対策を行ってきた。その結果、県土木部発注の工事における建設廃棄物の再資源化・縮減率は、平成 27 年度（2015 年度）にはコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設汚泥の 3 品目で 100%、建設発生木材で 99.8%となり、「岡山県建設副産物対策推進計画（おかやまりサイクルプラン 2012）」（直近の計画）の目標値をほぼ達成した。今後もこの高い水準を維持し、再資源化・縮減促進の取り組みを徹底していくことが求められることから、建設リサイクル水準向上のためこれまで策定してきた“推進計画（おかやまりサイクルプラン）”に代わり、引き続き県が推進する建設副産物対策の指針として、“ガイドライン”を策定するものである。

(2) ガイドラインの対象

本ガイドラインは県土木部が発注する工事を対象とする。

2. 中期的に目指すべき方向性（主要課題）

今後、建設後 50 年以上経過する社会資本や住宅・建築物の割合が急増し、これらの更新・解体工事の増加に伴う建設副産物発生量の増加が想定される。このため、再生資材の一層の利用を図るとともに、現在のリサイクル水準を維持するための方策を継続する必要がある。

3. 建設リサイクル推進のために取り組む施策

更なる建設リサイクルの推進のため、以下の取り組みを引き続き実施する。

- (1) リサイクル取り組み状況の把握
- (2) 関係者の連携強化
- (3) 理解と参画の推進
- (4) 発生抑制の推進
- (5) 現場分別の促進
- (6) 再使用、再資源化・縮減の促進
- (7) 適正処理の徹底
- (8) 再生資材等の有効利用

4. 目標設定

目標値を設定する建設副産物は、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設発生土とする。

これまでの取り組みの実績と本ガイドラインにおける目標

区 分			対 象 品 目	H27 目標 (プラン2012)	H27 実績	目 標 (ガイドライン)
建 設 副 産 物	建 設 廃 棄 物	再 資 源 化 施 設 等 搬 入 率	アスファルト・コンクリート塊	100%	100.0%	100%
			コンクリート塊	100%	100.0%	100%
			建設発生木材	100%	99.8%	100%
			建設汚泥	100%	100.0%	100%
		建設発生土等利用率			100%	95.1%